議案第47号

久喜市運賃協議会条例

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第4項の規 定に基づき、路線等に係る運賃(以下「運賃」という。)について協議するため、 久喜市運賃協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃に関する事項について協 議する。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員9人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 公募による市民
 - (2) 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (4) 市長又はその指名する者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める とおりとする。
 - (1) 前条第2項第1号、第2号及び第4号の委員 2年
 - (2) 前条第2項第3号の委員 市長が委嘱した日から協議会における当該一般 乗合旅客自動車運送事業者の運賃に関する協議が終了したときまで
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が 指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱 又は任命後の最初の協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会の会議は、招集した委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民部交通企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (久喜市地域公共交通会議条例の一部改正)
- 2 久喜市地域公共交通会議条例(平成24年久喜市条例第27号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第2号中「、運賃、料金」を削る。

令和5年11月28日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

市が運行する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を協議するため、久喜市運賃協議会を設置したいので、この案を提出するものであります。